

(改定内容)振込・振替サービス (パソコンバンク) 利用規定			
項番	掲載場所	改定前	改定後
1	表題	三井住友銀行の振込・振替サービス (パソコンバンク・FB 専用端末機) 利用規定 (2022年 4 月改定)	三井住友銀行の振込・振替サービス (パソコンバンク) 利用規定 (2024 年 4 月改定)
2	1.振込・振替サービス	<p>(1) 振込・振替サービスの内容 「三井住友銀行の振込・振替サービス」(以下「振込・振替サービス」という。)とは、三井住友銀行のパソコンバンク(またはFB 専用端末機) サービス契約者(同サービスをあわせて申し込んだ契約者を含む。)が、契約者の占有・管理する端末(以下「端末」という。)を用いた依頼に基づき、「三井住友銀行の振込・振替サービス(パソコンバンク・FB 専用端末機) 申込書」(以下「申込書」という。)にて届け出たご出金口座(以下「支払指定口座」という。)よりご指定金額を引き落としのうえ、契約者が指定した当行の国内本支店、または当行の承認する金融機関の国内本支店の預金口座(以下「入金指定口座」という。)宛に、振込または振替を行うサービスをいうものとします。</p> <p>(2) 使用できる端末 端末は、当行専用端末機ならびにパソコンおよび他銀行の専用端末機、「三井住友銀行のファームバンキングサービス申込書兼手数料引落依頼書」にて届け出たVALUX接続IDがインストールされた端末等のうち当行指定機種種の端末に限ります。なお、端末により振込・振替サービスがご利用になれない場合があります。</p> <p>(3) 依頼方法 契約者は、端末を用いて依頼を行うに際しては、申込書にて届け出た電話番号の契約者の端末ならびに、「三井住友銀行のファームバンキングサービス申込書兼手数料引落依頼書」にて届け出たVALUX接続IDをインストールした端末等にて当行所定の当行事務センター宛依頼内容を送信してください。</p> <p>(4) サービス取扱時間 振込・振替サービスの取扱時間は当行所定の時間内とします。但し、当行はこの取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。</p>	<p>(1) 振込・振替サービスの内容 「三井住友銀行の振込・振替サービス」(以下「振込・振替サービス」という。)とは、三井住友銀行のパソコンバンク サービス契約者(同サービスをあわせて申し込んだ契約者を含む。)が、契約者の占有・管理する端末(以下「端末」という。)を用いた依頼に基づき、「三井住友銀行の振込・振替サービス(パソコンバンク・FB 専用端末機) 申込書」(以下「申込書」という。)にて届け出たご出金口座(以下「支払指定口座」という。)よりご指定金額を引き落としのうえ、契約者が指定した当行の国内本支店、または当行の承認する金融機関の国内本支店の預金口座(以下「入金指定口座」という。)宛に、振込または振替を行うサービスをいうものとします。</p> <p>(2) 使用できる端末 端末は、パソコンおよび他銀行の専用端末機、「三井住友銀行のファームバンキングサービス申込書兼手数料引落依頼書」にて届け出たVALUX接続IDがインストールされた端末等のうち当行指定機種種の端末に限ります。なお、端末により振込・振替サービスがご利用になれない場合があります。</p> <p>(3) 依頼方法 契約者は、端末を用いて依頼を行うに際しては、「三井住友銀行のファームバンキングサービス申込書兼手数料引落依頼書」にて届け出たVALUX接続IDをインストールした端末等にて当行所定の当行事務センター宛依頼内容を送信してください。</p> <p>(4) サービス取扱日・取扱時間 振込・振替サービスの取扱日・取扱時間は当行所定の取扱日・取扱時間内とします。但し、当行はこの取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。</p>
3		<p>(7) 出金暗証および確認暗証の取扱い ①申込書においてパソコンからの暗証変更を「要」とした場合、契約者は、本契約締結後直ちに、申込書にて届け出た出金暗証および確認暗証を、端末を用いて所定の方法で変更してください。また、その後も定例的に、同様の方法で変更してください。この変更手続きによって契約者が当行に通知した出金暗証および確認暗証を、当行に届け出た出金暗証および確認暗証とします。</p> <p>②但し、契約者が申込書においてANSER-SPCの利用を「有」とし、電話番号(接続用)を記入し、かつ発信者番号チェック要否を「要」とした場合に限り、この出金暗証および確認暗証の変更手続きにおいて、当行が受信した送信者の電話番号と、契約者が申込書において指定した電話番号の一致を確認し、出金暗証および確認暗証の変更を受け付けます(パソコンからの暗証変更の取扱は、端末の種類や接続方法により利用できない場合があります。)。それ以外の場合は前号①の方法で変更してください。</p> <p>③申込書においてパソコンからの暗証変更を「不要」とした場合、契約者は、申込書に記入した出金暗証および確認暗証を当行に届け出た出金暗証および確認暗証とします。</p> <p>④出金暗証および確認暗証は、通帳、証書、印鑑、カードに代わる大切なものですから、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないでください。契約者は出金暗証および確認暗証を誕生日や電話番号、連続する数字、同一数字等の他人の想起しやすい番号にすることを避けてください。出金暗証および確認暗証について偽造、変造、盗用または不正使用その他の恐れがある場合には、直ちに新しい出金暗証および確認暗証に変更してください。なお、出金暗証および確認暗証の偽造、変造、盗用または不正使用その他によって生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>(7) 出金暗証および確認暗証の取扱い ①申込書においてパソコンからの暗証変更を「要」とした場合、契約者は、振込・振替サービス契約締結後ただちに、申込書にて届け出た出金暗証および確認暗証を、端末を用いて所定の方法で変更してください。また、その後も定例的に、同様の方法で変更してください。この変更手続きによって契約者が当行に通知した出金暗証および確認暗証を、当行に届け出た出金暗証および確認暗証とします。</p> <p>②申込書においてパソコンからの暗証変更を「不要」とした場合、契約者は、申込書に記入した出金暗証および確認暗証を当行に届け出た出金暗証および確認暗証とします。</p> <p>③出金暗証および確認暗証は、通帳、証書、印鑑、カードに代わる大切なものですから、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないでください。契約者は出金暗証および確認暗証を誕生日や電話番号、連続する数字、同一数字等の他人の想起しやすい番号にすることを避けてください。出金暗証および確認暗証について偽造、変造、盗用または不正使用その他の恐れがある場合には、ただちに新しい出金暗証および確認暗証に変更してください。なお、出金暗証および確認暗証の偽造、変造、盗用または不正使用その他によって生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>
4		<p>(9) 振込・振替依頼の確認 ①当行が振込・振替依頼を受信した場合(VALUX接続IDをインストールした端末を除く)、当行が認識した支払指定口座番号および通信暗証または振込振替暗証が、申込書にて届け出た支払指定口座番号、および「三井住友銀行のファームバンキングサービス申込書兼手数料引落依頼書」により届け出た通信暗証または申込書の振込振替暗証と一致した場合は、当行は契約者からの依頼とみなし、受信した依頼内容を振込・振替依頼が送信された端末へ返信します。また、「三井住友銀行のファームバンキングサービス申込書兼手数料引落依頼書」にて届け出たVALUX接続IDがインストールされた端末から当行が振込・振替依頼を受信した場合、当行が認識した端末のVALUX接続ID、支払指定口座番号、受取人番号、通信暗証および出金暗証または振込振替用暗証が、申込書のVALUX接続ID、支払指定口座番号、受取人番号、通信暗証および出金暗証または振込振替用暗証と一致した場合は、当行は契約者からの依頼とみなし、受信した依頼内容をVALUX接続IDの契約者の占有・管理する端末へ送信します。</p> <p>②契約者が、申込書においてANSER-SPC利用を「有」とし、電話番号(接続用)を記入し、かつ発信者番号チェック要否を「要」とした場合は、当行は前号①に加え、当行が受信した送信者の電話番号と、契約者が申込書において指定した電話番号の一致を確認するものとし、両者が一致しない場合は、前号①にかかわらず、サービスの依頼を受け付けません。(ANSER-SPCの取扱いは、端末の種類や接続方式により利用できない場合があります。)</p> <p>③契約者は、返信された依頼内容を確認し、依頼内容を変更または取り消す必要のある場合は、所定の操作により依頼を取り消してください。</p> <p>④ 契約者は、依頼内容が正しい場合は、所定の操作により依頼内容を確認してください。確認の際、事前に当行と取り決めた出金暗証を入力してください。都度指定方式による依頼の場合は、出金暗証に加えて当行に届け出た確認暗証も入力してください。</p> <p>⑤前号の確認は、以下の各時間までに当行に到達するように送信してください。確認が以下の各時間までに到達しなかった場合は、依頼は取り消されたものとみなします。但し、当行は契約者に事前に通知することなく各時限を変更することがあります。</p> <p>イ 当行本支店口座へ依頼日当日付での振込または振替を依頼する場合は午後 4 時まで。 ロ 当行以外の金融機関の口座へ依頼日当日付での振込を依頼する場合は午後 3 時 10 分まで。 ハ 振込・振替予約の依頼の場合は依頼日のサービス取扱時間まで。</p>	<p>(9) 振込・振替依頼の確認 ①当行が振込・振替依頼を受信した場合(VALUX接続IDをインストールした端末を除く)、当行が認識した支払指定口座番号および通信暗証または振込振替暗証が、申込書にて届け出た支払指定口座番号、および「三井住友銀行のファームバンキングサービス申込書兼手数料引落依頼書」により届け出た通信暗証または申込書の振込振替暗証と一致した場合は、当行は契約者からの依頼とみなし、受信した依頼内容を振込・振替依頼が送信された端末へ返信します。また、「三井住友銀行のファームバンキングサービス申込書兼手数料引落依頼書」にて届け出たVALUX接続IDがインストールされた端末から当行が振込・振替依頼を受信した場合、当行が認識した端末のVALUX接続ID、支払指定口座番号、受取人番号、通信暗証および出金暗証または振込振替用暗証が、申込書のVALUX接続ID、支払指定口座番号、受取人番号、通信暗証および出金暗証または振込振替用暗証と一致した場合は、当行は契約者からの依頼とみなし、受信した依頼内容をVALUX接続IDの契約者の占有・管理する端末へ送信します。</p> <p>②契約者は、返信された依頼内容を確認し、依頼内容を変更または取り消す必要のある場合は、所定の操作により依頼を取り消してください。</p> <p>③ 契約者は、依頼内容が正しい場合は、所定の操作により依頼内容を確認してください。確認の際、事前に当行と取り決めた出金暗証を入力してください。都度指定方式による依頼の場合は、出金暗証に加えて当行に届け出た確認暗証も入力してください。</p> <p>④前号の確認は、以下の各時間までに当行に到達するように送信してください。確認が以下の各時間までに到達しなかった場合は、依頼は取り消されたものとみなします。但し、当行は契約者に事前に通知することなく各時限を変更することがあります。</p> <p>イ 当行本支店口座へ依頼日当日付での振込または振替を依頼する場合は午後 4 時まで。 ロ 当行以外の金融機関の口座へ依頼日当日付での振込を依頼する場合は午後 3 時 10 分まで。 ハ 振込・振替予約の依頼の場合は依頼日のサービス取扱時間まで。</p>
5	2. 免責事項	<p>(1) 通信手段の障害等 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが遅延または不能となった場合、もしくは当行が送信者の電話番号を確認できないことを理由にサービスの依頼を受け付けられない場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、契約者は、振込・振替内容確認画面の確認コードを送信した後に回線等の障害により取扱いが中断した場合、障害回復後に取扱い内容を取扱店に確認してください。</p>	<p>(1) 通信手段の障害等 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害により、取扱いが遅延または不能となった場合、もしくは当行が送信者のVALUX接続ID等を確認できないことを理由にサービスの依頼を受け付けられない場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、契約者は、振込・振替内容確認画面の確認コードを送信した後に回線等の障害により取扱いが中断した場合、障害回復後に取扱い内容を取扱店に確認してください。</p>
6		<p>(3) その他 災害・事変・裁判所等公的機関の措置等やむをえない事由があった場合、または、当行以外の金融機関等の責に帰すべき事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>(3) 印鑑照合 契約者が届け出た書面等に使用された印影を、当行が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱を行った場合は、それらの書面または印影につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p>(4) 記録の保存 振込・振替サービスを通じてなされた契約者と当行間の通信の記録並びに電子文書等は、当行所定の期間に限り当行所定の方法・手続によって保存するものとします。当該期間経過後は、当行がこれらの記録・電子文書等を消去したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p>(5) 情報の開示 法令、規則、行政庁の命令等により振込・振替サービスに関わる情報の開示が義務付けられる場合(当局検査を含みます)、当行は契約者の承諾なくして当該法令・規則・命令等の定める手続に基づいて情報を開示することがあります。当行が当該情報を開示したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p>(6) その他 ①当行は、所定のブラウザソフトの内容、状態、機能、作用等について、契約者に対して、何らの保証をするものではありません。 ②当行は、契約者に対して、振込・振替サービスへの接続、利用が妨げられないこと、障害が発生しないことを保証するものではありません。 ③当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、振込・振替サービスを利用したことについては、契約者が一切の責任を負うものとし、当行は責任を負いません。なお、当行に故意または重大過失がある場合を除き、当行の責めに帰すべき事由がある場合における当行の損害賠償責任は、純粋に当該事由に起因して現実発生した直接損害に限るものとし、当行は、逸失利益、間接損害、特別損害、その他契約者に生じる直接損害以外の一切の損害について損害賠償等の責任を負いません。 ④三井住友銀行の振込・振替サービス(パソコンバンク)利用規定(以下、「本規定」という)の他の条項にかかわらず、災害、事変、裁判所等公的機関の措置、通信業者やその他の第三者のあらゆる誤った取扱等、当行の責によらない事由によって、当行が振込・振替サービスの提供を行わなかった場合、もしくは誤って提供した場合には、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。 ⑤当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、契約者が振込・振替サービスを契約者自身が占有・管理する端末により利用しなかったことによって生じた損害について、当行は責任を負いません。</p>

項番	掲載場所	改定前	改定後
7	4. 解約等	(1) 解約方法 本契約は当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。解約の通知は書面によるものとします。	(1) 解約方法 振込・振替サービス契約は当事者の一方の都合で、 当行所定の方法で相手方に通知することにより いつでも解約することができます。解約の通知は、 当行所定の方法によるもの とします。
8		(5) サービス解約事由 契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。 ①当行に支払うべき本サービスの手数料を2ヶ月連続して支払わなかったとき。 ②支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき。契約者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があったとき。 ③手形交換所の取引停止処分を受けたとき。	(4) サービス解約事由 契約者に以下の各事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく振込・振替サービス契約を解約することができるものとします。 ①手形交換所またはこれに準ずる電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合。 ②支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があった場合。契約者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があった場合。 ③前記4.(4)①及び②の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたときと当行が判断した場合。 ④解散その他営業活動を休止した場合。 ⑤前記1.(11)に定める手数料等を2ヶ月連続して支払わなかった場合。 ⑥申込書または本規定に定める届出(変更の届出を含みます)につき、届出または記載の懈怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明した場合。 ⑦本サービスが法令等(マネー・ローndリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当行が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当行が判断した場合 ⑧契約者が当行に届け出た事項(振込・振替サービスに関連して届け出た事項に限られません)の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましが有ることが判明した場合またはそれらの疑いがあると当行が判断した場合 ⑨契約者が当行に預託した資産(振込・振替サービスに関連して預託した資産に限られません)の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当行が判断した場合 ⑩本規定の他、契約者が当行との間に締結している約定・契約に違反した場合など、当行が解約を必要とする事由が生じた場合。 ⑪1年以上の当行が相当と認める期間、振込・振替サービスの利用がなかった場合(但し、前記1.(11)に定める手数料等を継続して支払っている場合を除きます) ⑫相続の開始があった場合 ⑬当行が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じて頂けない場合
9	5.サービスの停止及び廃止	-	当行は、90日以前の事前の通知(当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で契約者に公表することも含むもの)をもって振込・振替サービスの一部もしくは全部を停止し、または廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合、当行はこの期間を短縮できるものとします。この場合、契約者は当行に対しいっさいの異議を述べず、かつ振込・振替サービスの一部もしくは全部の停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。
10	6. 規定の準用	この規定に定めない事項については、三井住友銀行のファームバンキングサービス利用規定、振込規定、普通預金規定(総合口座取引規定を含む。)、 貯蓄預金規定 、通知預金規定、自動つみたて定期預金規定、当座勘定規定、銀行取引約定書、当座勘定借越約定書により取扱います。	本規定に定めない事項については、三井住友銀行のファームバンキングサービス利用規定、振込規定、普通預金規定(総合口座取引規定を含む。)、通知預金規定、自動つみたて定期預金規定、当座勘定規定、銀行取引約定書、当座勘定借越約定書等により取扱います。
11	7. 契約期間	この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。	振込・振替サービス契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。
12	8.規定の変更	(1) 当行は 本利用規定 の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、 本利用規定 の内容を変更できるものとし、変更後の 本利用規定 は公表の際に定める1週間以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。契約者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更不同意旨の通知を受領しない場合には、変更同意があったものとみなします。また、変更同意旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。 (2) 本利用規定 が店頭配備の申込帳票その他の書面に印字されている場合には、最新の本サービス、 本利用規定 の内容を反映していないことがあります。そのため、契約者は、本サービスの申込みおよび本サービスの利用にあたり、事前に当行ホームページに掲載された最新の本利用規定をご確認ください。	(1) 当行は 本規定 の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、 本規定 の内容を変更できるものとし、変更後の 本規定 は公表の際に定める1週間以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。契約者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更不同意旨の通知を受領しない場合には、変更同意があったものとみなします。また、変更同意旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく 振込・振替サービス契約 を解約することができるものとします。 (2) 本規定 が店頭配備の申込帳票その他の書面に印字されている場合には、最新 の振込・振替サービス、本規定 の内容を反映していないことがあります。そのため、契約者は、 振込・振替サービス の申込および 振込・振替サービス の利用にあたり、事前に当行ホームページに掲載された最新 の本規定 をご確認ください。
13	9. 権利・義務の譲渡・質入の禁止	-	契約者は、振込・振替サービス契約上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。
14	10. 準拠法と管轄	-	本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。